

動物の正しい飼い方

飼い主は

愛情と責任を持って

最近、動物の無責任な飼い方などによる苦情やトラブルが増えています。周辺住民などに迷惑を掛けないよう、次の点に注意して責任を持って飼いましょ。



犬の登録と狂犬病注射

一頭一頭への確実な実施によって、国内に狂犬病が侵入した際に、そのまん延を防ぐことができます。また、鑑札や注射済票は必ず装着してください。

犬の放し飼いはしない

犬の放し飼いは禁止されています。人への危害や農作物の被害の原因となりますので、犬の放し飼いは絶対にしないでください。

犬の散歩

犬の散歩は短い引き綱を付け、犬の急な動きを制御できる人が行い、排せつ物やブラッシングで抜けた毛は飼い主の責任で必ず持ち帰らましょ。

犬にかまれないために

知らない犬に近づいたり、手を出したり、触れたりしないようにしましょ。

飼い犬が人をかんだとき(こう傷事故)は、飼い主が保健所に届け出なければなりません。

猫は室内で飼う

猫は室内で飼いましょ。ふん尿害など、他人への迷惑を防止で

き、病気や交通事故などの危険から猫を守ることができます。

危険な動物の飼養許可

サル・ヘビ・ワニなど危険な動物に指定されている動物を飼育する場合は、あらかじめ保健所長の許可が必要です。また、動物が逃げ出すことのないように、施設の管理には十分注意してください。逃げた場合には、直ちに保健所・警察へ通報してください。

捨て犬・捨て猫の禁止

捨て犬・捨て猫による苦情が多く寄せられています。動物をみだりに捨てると、「動物の愛護及び管理に関する法律」により50万円以下の罰金に処することとされています。

捨て犬・捨て猫は保護されても、新しい飼い主が見つからない場合、最終的には処分されてしまいます。ペットは家族の一員です。決して捨ててはいけません。責任を持って最後まで面倒を見ましょ。

どうしても犬や猫を飼えなくなったときは、新しい飼い主を探してください。見つからない場合でも絶対に捨てずに、印旛健康福祉センター成田支所、県動物愛護センターなどへ相談してください。

相談・手続きなどの窓口

- 犬の登録に関する手続き：環境衛生課(☎20・15331)
- こう傷事故の届け出：印旛保健所成田支所(☎26・72331)
- 犬猫の飼い主探しの相談・しつけ教室：県動物愛護センター(☎93・57111)・印旛保健所成田支所
- ペットに関する各種相談：千葉県動物保護管理協会(☎043・214・7814)・印旛保健所成田支所

※くわしくは各問い合せ先へ。

年に1回、狂犬病予防注射を

生後91日以上の子犬の飼い主は、登録(一生に1回)と狂犬病の予防注射(毎年1回)を行うことが法律で義務付けられています。予防注射は開業獣医または集合予防注射会場で受けてください。集合予防注射の日程は「広報なりた」でお知らせします。

死亡した場合や登録事項(犬の所在地、所有者住所・氏名など)に変更があった場合は、環境衛生課へ連絡してください。